■営業者の衛生措置等について (法第3条)

- 1 洗濯物の処理の営業はクリーニング所以外で行うことはできません。
- 2 洗濯をするクリーニング所には、業務用として洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上備える必要があります。(脱水機能付の洗濯機の場合は、別に脱水機を備える必要はありません。)
- 3 営業者は、衛生上の措置(下記)を講じなければなりません。

(1) 🗆	クリーニング所及び業務用の車両(営業者が業務のために使用する車両(軽車両を除く。))	
	並びに	業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
(2) 🗆	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと	
(3) 🗆	洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること	
(4) □	洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの)	
	で築造	され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること
(5) 🗆	伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯	
	物を取	り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯する
	ときは	、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされ
	る場合	においては、消毒しなくてもよい。
(6) □	その他市が条例で定める必要な措置 (久留米市条例第3条)	
	1 🗆	クリーニング所は、住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、洗濯物を処理する用途
		以外の用途に供しないこと。
	2 🗆	クリーニング所は、食品の販売又は調理等を行う営業の用に供する施設と隔壁等により区
		分すること。ただし、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあっては、衛
		生の保持に支障のない範囲で開放部分を設けることができる。
	3 🗆	クリーニング所の広さは、洗濯物の処理及び衛生の保持のため十分なものであること。
	4 🗆	クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とするこ
		と。
	5 □	前号の場合において、特に、有機溶剤を使用して洗濯、しみ抜き等を行うクリーニング所
		にあっては、機械換気設備を設けること。
	6□	クリーニング所には、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する者の手指を消毒
		するための設備を設けること。
	7 🗆	クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1
		条に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所にあっては、当該洗濯物を他の洗濯物と区
		分して処理するための専用の容器又は場所を設けるとともに、その使用の区分を表示する
		こと。
	8 🗆	前号の容器又は場所については、使用の都度、消毒すること。
	9 🗆	洗場の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも1メートル
		の高さまで不浸透性材料で覆うこと。
	10 🗆	洗場には、洗濯及び消毒に必要な洗剤、溶剤、薬品等を整理するための容器又は戸棚を設
		けること。
	11 🗆	省令第1条に規定する洗濯物を運搬する業務用の車両にあっては、当該洗濯物を他の洗濯
		物と区分するための専用の容器を備えるとともに、その使用の区分を表示すること。
	12 🗆	前号の容器については、使用の都度、消毒すること。
	13□	洗濯の終わらない洗濯物を取り扱う業務に従事する者については、当該業務の終了後手洗
		いをさせるとともに、必要に応じて手指を消毒させること。
	14 🗆	溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に保
		管すること。
	15 🗆	有機溶剤を使用して洗濯を行うときは、当該洗濯物を乾燥機その他の乾燥設備内で、有機
		溶剤の種類に応じた適切な温度で十分に乾燥させること。